

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、本校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、地域の宝です。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

しかしいじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そのため、いじめは、決して許されない行為であるが、どの学校、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものであることを十分認識し、教職員だけではなく、すべての関係者が連携して未然防止と早期発見・早期解決に当たります。

また、いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習や生活に取り組めるよう学校の内外を問わず未然防止に努めます。

(3) いじめ問題に対する基本的な姿勢

いじめ問題に対する基本的な姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。

また、いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることです。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時には、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることや、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認していきます。

2 いじめ防止等のために本校が実施する取組

(1) 未然防止のための取組

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けた取組に努めます。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- 「必要とされている」という心の居場所づくり
- 授業や児童生徒会活動における自己有用感や自己肯定感を高める取組み
- いじめ問題についての保護者・地域、関係機関との連携

(2) 早期発見・早期解決に向けての取組

児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めます。また、いじめを把握した場合には、全教職員が一致団結して問題の解決に当たります。

- いじめの早期発見のためのアンケートや面談等の実施、チェックリストの作成と活用
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 指導方針の共通理解及び各分掌・学級や適応指導委員会による組織的かつ迅速な対応

(3) いじめ問題に取り組むための組織

いじめの防止等の対策については、校内いじめ対策組織である「適応指導委員会」の中で話し合い、実効性のある取組に努めます。

(4) いじめ問題発生時の対応

- いじめ問題発生時における対応ポイントを以下のとおり設定し、実効性のある対応に努めます。
- 状況の把握
(いじめの事実の正確な把握、対応方針等の確認など)
 - いじめを受けた児童生徒・保護者への対応
(家庭訪問、いじめの事実や対応方針の説明、謝罪など)
 - いじめた児童生徒・保護者への対応
(家庭訪問、いじめの事実や対応方針の説明、反省を促すなど)
 - 学級・学年全体への対応
(プライバシーに配慮しいじめの事実を伝える、つらさの理解など)
 - 関係機関との連携
(P T A、児童相談所、警察への相談と連携など)
 - 教育委員会への報告
(速やかな報告、スクールカウンセラー派遣依頼、指導・助言など)
 - 報道等への対応
(窓口の一本化、報道機関への要請、記者会見の設定など)
 - いじめ解消の確認
(いじめが止んでからの期間、面談による確認など)

(5) いじめ問題についての点検・評価

学校におけるいじめの状況や取組に関する項目を学校評価に位置付け、評価結果を踏まえた取組の改善に努めます。

- 年2回の学校評価での点検・評価の実施
- 学校の取組に関する評価方法や時期等の検討

3 年間指導計画

主な取組内容			
相談活動	アンケート調査	生徒指導交流会	学校評価
□チャンス相談 (通年)	□いじめ実態調査 (6・11月)	□学級経営案交流 (5月)	□保護者アンケート (7・12月)
□教育相談週間 (8~9月)	□Q-U検査 (6・11月)	□学級経営反省 (7月)	□自己評価 (7・12月)
□健康相談週間 (7・11・2月)		□教育相談結果の交 流 □児童生徒実態交流 (9月) □児童生徒実態交流 (12月)	□学校運営協議会 (5・9・2月)

＜その他＞

- ・職員打合せ時の情報交流と校内いじめ対策組織である「適応指導委員会」の開催
- ・ネットパトロールの定期的な実施
- ・児童生徒会活動「あいさつ運動」「スマイルボックス運動」の推進
- ・標茶町いじめ根絶子ども会議への参加
- ・「あいさつ・声かけ運動」「いじめ撲滅運動」育成協標語づくり

危機管理への心がけ！

☆「さしそそ」の原則

「さ（最悪を想定し）し（慎重かつ）す（素早く）せ（誠意をもって）そ（組織で対応する）」という危機管理の原則が語られます。特に、「誠意」はその後の対応を大きく左右します。「誠意」は相手が感じるものであり、「目に見える具体的な行動・改善」に努めなければなりません。